

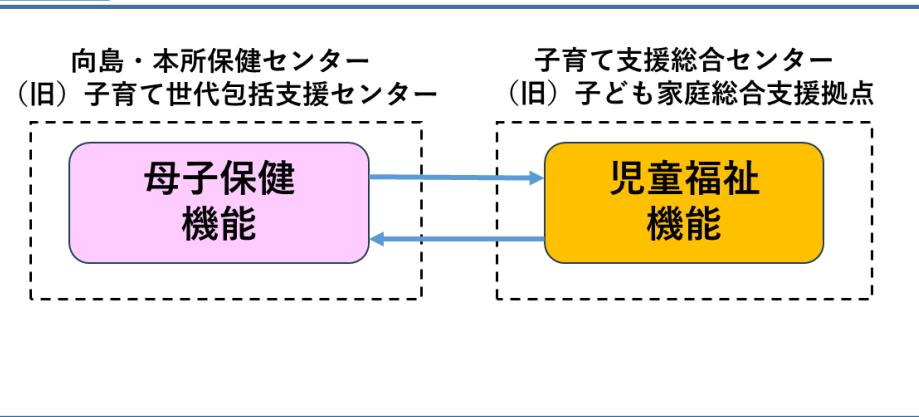
こども家庭センターとは

児童福祉法及び母子保健法等の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、児童福祉と母子保健の両機能が一体的に相談支援を行うため「こども家庭センター」の設置が努力義務となりました。

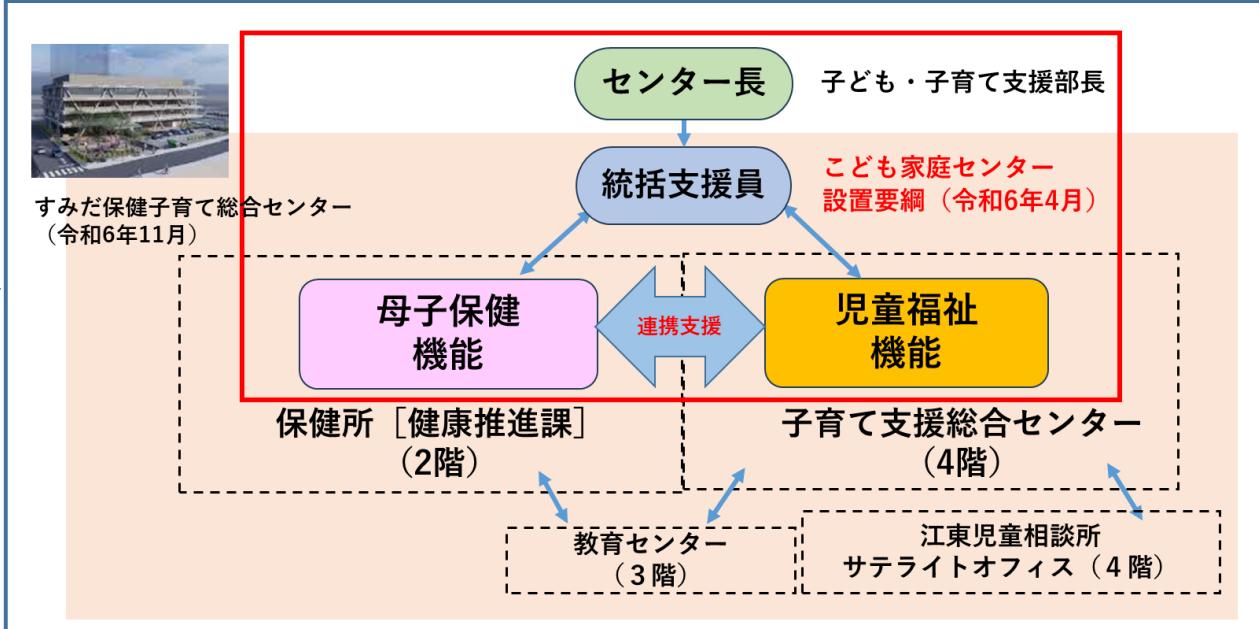
墨田区では、母子保健機能を担う「保健所健康推進課」と児童福祉機能を担う「子育て支援総合センター」が、連携、協力して「妊娠期からの切れ目ない支援」を実現するため、令和6年4月から「こども家庭センター」として機能を果たせるよう体制を整えました。

令和6年11月からは、「すみだ保健子育て総合センター」の同じ施設内でより一層連携を深め、一体的な支援を行っています。

従前



新たな体制



母子保健と児童福祉の一体的支援事業「すみだ子育てサポート事業」について

すみだ子育てサポート事業

対象者：

- ①妊娠届出時に25歳以下の初産婦とその家庭
- ②相談者が一人以下の妊婦とその家庭
- ③その他心身の状況等によりサポートを必要とする妊婦とその家庭

サポート内容：

こども家庭センターのファミリーサポートワーカー (FSW) や保健師が、妊婦とその家庭のニーズを把握し、当事者視点に立ったサポートを一体的に行います。

具体的には、担当者が妊婦等とご相談し、個別のサポートプランを作成して一体的なサポートを実施します。出産に向けての準備や、区役所の手続きのこと、出産や子育てにかかる費用の話、利用できる子育て支援サービスや相談機関、地域資源のことについて、など、様々なご要望にお応えします。サポートする期間は、妊娠期からおよそ1歳半までです。

所在地：

横川5-7-4 すみだ保健子育て総合センター

連絡先：

子育て支援総合センター

電話 03-5608-1582

メール tsunagu@city.sumida.lg.jp

健康推進課

電話 03-3622-9152 (保健師代表)

すみだ子育てサポート事業

ファミリーサポートワーカーが、あなたの子育てをオーダーメイドでお手伝いします

出産や子育てに向けて
「どんな準備が必要なの?」
「どんな手続きをしないといけないの?」
そんな疑問の解決をお手伝いします。

- 例えば… 出産に必要なものを一緒に準備します
- 例えば… これから的生活にかかる費用を一緒に確認します
- 例えば… 手続きのための書類を一緒に準備します
- 例えば… 区内の遊び場をご紹介します
- 例えば… 子育てサービスのご案内をします

その他のご相談、話を聞いてほしい方も大歓迎です



お申込みは右のQRコードから→

事業についての質問は、
下の問合せ先までご連絡ください

問合せ先

墨田区子育て支援総合センター
子ども・家庭支援連携担当
: 03-5608-1582
080-4933-3187 (専用携帯電話)
(平日8:30~18:00)

✉: TSUNAGARU@city.sumida.lg.jp

✉: 墨田区横川5-7-4
すみだ保健子育て総合センター 4階

